



藤井社会保険労務士事務所 事務所だより

ニュースレターの日付
2012年10月(第7号)1号

秋らしい気持ちのよい季節になりました。紅葉のたよりもちらほらと届き始めているようです。秋本番ですね。

「事務所だより 10月号」をお届けします。日常の業務にお役立ていただければ幸いです。掲載内容に関してご不明な点があれば、どうぞお気軽に当事務所までお問い合わせください。

この号の内容

- 1 労働契約法が改正になりました
- 2 障害者の法定雇用率が引き上げられます
- 3 おかげさまで1周年を迎えます！
- 4 当事務所から

労働契約法が改正になります

「労働契約法の一部を改正する法律」が平成 24 年 8 月 10 日に公布されました。パート労働、派遣労働などの有期労働契約で働く人は全国で約 1,200 万人と推計されていますが、その約 3 割が通算 5 年を超えて有期労働契約を反復更新しており、その下で生じる雇止めの不安解消が課題となっています。今回の労働契約法の改正はこうした問題に対処するために実施されました。改正のポイントを次の通りご紹介しますので、パートタイマーを雇用する会社ではご対応をお願いします。

■ 改正ポイント1 無期労働契約への転換

同じ会社で、有期労働契約が通算 5 年を超えて反復更新された場合は労働者の申込があれば無期労働契約に転換する必要があります。

■ 改正ポイント2 「雇止め法理」の法定化

有期労働契約では、会社が更新を拒否し雇用が終了することを「雇止め」と言いますが、雇止めについては労働者保護の観点から、法律上実施が厳しくなりました。

■ 改正ポイント3 不合理な労働条件の禁止

同じ会社と労働契約を結んでいる有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることにより不合理に労働条件に差を設けることが禁止されます。

【施行日】改正ポイント2:平成 24 年 8 月 10 日

改正ポイント1と3:平成 24 年 8 月 10 日から起算して

1 年を超えない範囲で政令で定める日



【詳しいパンフレットはこちらをクリック】

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudou_kijun/keiyaku/kaisei/dl/h240829-01.pdf
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/keiyaku/kaisei/dl/h240829-01.pdf

障害者の法定雇用率が引き上げられます

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では会社に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上となるように義務付けています。今回この法定雇用率が平成 25 年 4 月 1 日から次のように変わります。また障害者を雇用しなければならない会社の範囲が、従業員 56 人以上から **50 人以上**になります。

■民間企業 1.8% →変更後 2.0%

■国・地方公共団体等 2.1% → 変更後 2.3%

■都道府県等の教育委員会 2.0% → 変更後 2.2%

【詳しいパンフレットはこちらをクリック】



http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaiha/dl/120620_1.pdf#search='%E9%9A%9C%E7%A2%8D%E8%80%85%E6%B3%95%E5%AE%9A%E9%9B%87%E7%94%A8%E7%8E%87%E6%94%B9%E5%AE%9A'

おかげさまで 1 周年を迎えます！

今年の 10 月末で「藤井社会保険労務士事務所」を設立して丸 1 年が経ちます。本当に多くの皆様に支えていただき 2 年目を迎えることができました。開業当時のまだ不安な時期に、ある方がこんな言葉をかけてくださいました。

「商売がうまくいくかどうかは、どれだけお客様の身になって考えてあげられるかどうかだよ」

この 1 年間でいかにこの言葉が事の本質をついているか痛感しました。そして、2 年目も感謝の気持ちを忘れずにお客様の心に寄り添える社労士でいたいと思います。今後ともどうぞ宜しくお願いします。



当事務所から



事務所日より 10 月号はいかがでしょう。昨年からは毎朝 5 時に起床し、7 時半ごろから仕事を始める朝型の生活スタイルに変えてみました。今ではすっかり習慣化し、朝の時間を有効に使えるようになりました。「早起きは三文の得」はホントですね。

藤井社会保険労務士事務所

〒107-0062 東京都港区南青山 2-22-14 フォンテ青山 606 号
(社会保険労務士法人アシスト 21 内)

TEL 03-3478-0290 FAX 03-6804-2958

Email mayfujii@sr-fujiioffice.com

URL <http://www.sr-fujiioffice.com>

社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー
藤井真由美